

P831099.JPG 2020/04/27

元治元年二月廿四日より元治元年二月廿五日まで

P8311099 right

小永井(五) 小人目四名着賀として来り面す、且明日御用状差立方の都合等申聞(申し聞かせ)る右申し聞し趣にて

太左衛門方へ達し遣わす、津軽分濱代官芹沢、鳴海兩人明日は風様次第出帆いたす旨にて尋問せし旨渡海付添来りしものなり、当所賄い向の儀は着より三日の間は御役所御入用に相在御用達引受取贈尤<sup>□</sup>却引合不申趣に相聞、着賀として右用達より<sup>□</sup><sup>□</sup>ても酒

肴を設有りし吸物差身(さしみ) 硯蓋(すずりふた、蒲鋒、<sup>□</sup>昆布、照り焼き魚)

清作以下役々来る辞して不面、太左衛門また来る、魯コンシユル面会日限の儀云々申し聞きたる村田(貞) 着賀として来り面す、江連より鎮台手紙を添、明日魯コンシユル面会哉<sup>□</sup>の儀文通有し、分り更に<sup>□</sup>事柄に付、即時太左衛門方へ達し江連の為申入積り、着賀の名刺<sup>□</sup>

P8311099 left

暁鴉至暁鴉

廿五日 申 晴

平山(<sup>□</sup>) 縷々の談あり、魯国コンシユル通弁官なるもの旅亭へ来り面晤の儀申入に付家来を以て申断らせ、何れ是より会晤日限可申入旨申断させ、津軽船手付添の者香料右<sup>□</sup>船

<sup>□</sup>渡趣、午下より江連同道支配向召連一同御役所へ相越奉行<sup>□</sup>州へ面晤、小川<sup>□</sup>の

(御用状) 本状を渡す御用状差立同僚へ内状並書状(周助より<sup>□</sup>左衛門へ)、保三より同人へ二通籠<sup>□</sup>差し込差出す、鎮臺へ

木綿手綱、手拭地、小茶三束を贈る、吸物、肴三種にて酒杯の設あり、茶菓子等<sup>□</sup><sup>□</sup>、保三をして村田貞へ革鼻紙入、手袋を贈り牛込よりの一坂町より同所岡本店より同行の

斧生源一郎

なるものより同行を届け且医屋玄某の老<sup>□</sup>届方をも托す、右挨拶として村田(貞) 来り面す  
隱臺<sup>□</sup>より過済挨拶として<sup>□</sup>太産水豹(\*<sup>□</sup>)皮を贈り越、且つ明朝尋問の旨申来る  
申達す、無程迎船として引舟四隻を添さし越す、船中付添の足輕

\*1: 水豹(アザラシ)

( )内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

<sup>□</sup>印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【判読不可】、<sup>■</sup>は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。